

基労補発第1026001号

平成17年10月26日

法務省大臣官房行政訟務課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

(公印省略)

法務省・厚生労働省労災訴訟事務打合せ会の開催について

労災保険に係る行政事件訴訟につきましては、平素より格別の御指導・御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険に係る訟務の適切かつ円滑な追行を図るため、標記について下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮に存じますが、貴省担当職員の御出席をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 日時

平成17年11月7日(月) 13時30分～17時00分

2 会場

厚生労働省講堂(中央合同庁舎第5号館低層棟2階)

3 議題

- (1) 労災訴訟における医学的事項について
- (2) 行政不服審査の現状と課題
- (3) その他(質疑・要望・意見交換)

基労補発第1026002号

平成17年10月26日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

(公印省略)

法務省・厚生労働省労災訴訟事務打合せ会の開催について

労災保険に係る訟務の適切かつ円滑な追行を図るため、標記について下記のとおり開催することとしたので通知する。

については、労災訟務担当職員の出席方について、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1 日時

平成17年11月7日(月) 13時30分～17時00分

2 会場

厚生労働省講堂(中央合同庁舎第5号館低層棟2階)

3 議題

- (1) 労災訴訟における医学的事項について
- (2) 行政不服審査の現状と課題
- (3) その他(質疑・要望・意見交換)

法務省・厚生労働省 労災訴訟事務打合せ会

資 料

平成17年11月7日（月）

13:30～17:00

厚生労働省(2F) 講堂

資料 1 … 打合せ会 次 第

資料 2 … 主張・立証過程で留意すべき事項について（行政庁として）
（レジュメ） 厚生労働省労災保険審理室長 植松 弘

資料 3 … 労災訴訟における医学的事項について
（レジュメ）

資料 4 … 行政不服審査の現状と課題

資料 5 … 質 疑 事 項

資料 6 … 厚生労働省 労災保険審理室 作成資料 （平成17年10末日現在）

・ 各労働局労災保険審査官に対する
審査請求事件の種類別推移（平成12年度～平成16年度）

資料 7 … 出席者名簿

法務省・厚生労働省労災訴訟事務打合せ会 会次第 (17年度)

日 時 … 平成17年11月7日 (月)
13:30～17:00

会 場 … 厚生労働省 講 堂
(中央合同庁舎第5号館: 2F)

(13:30開始)

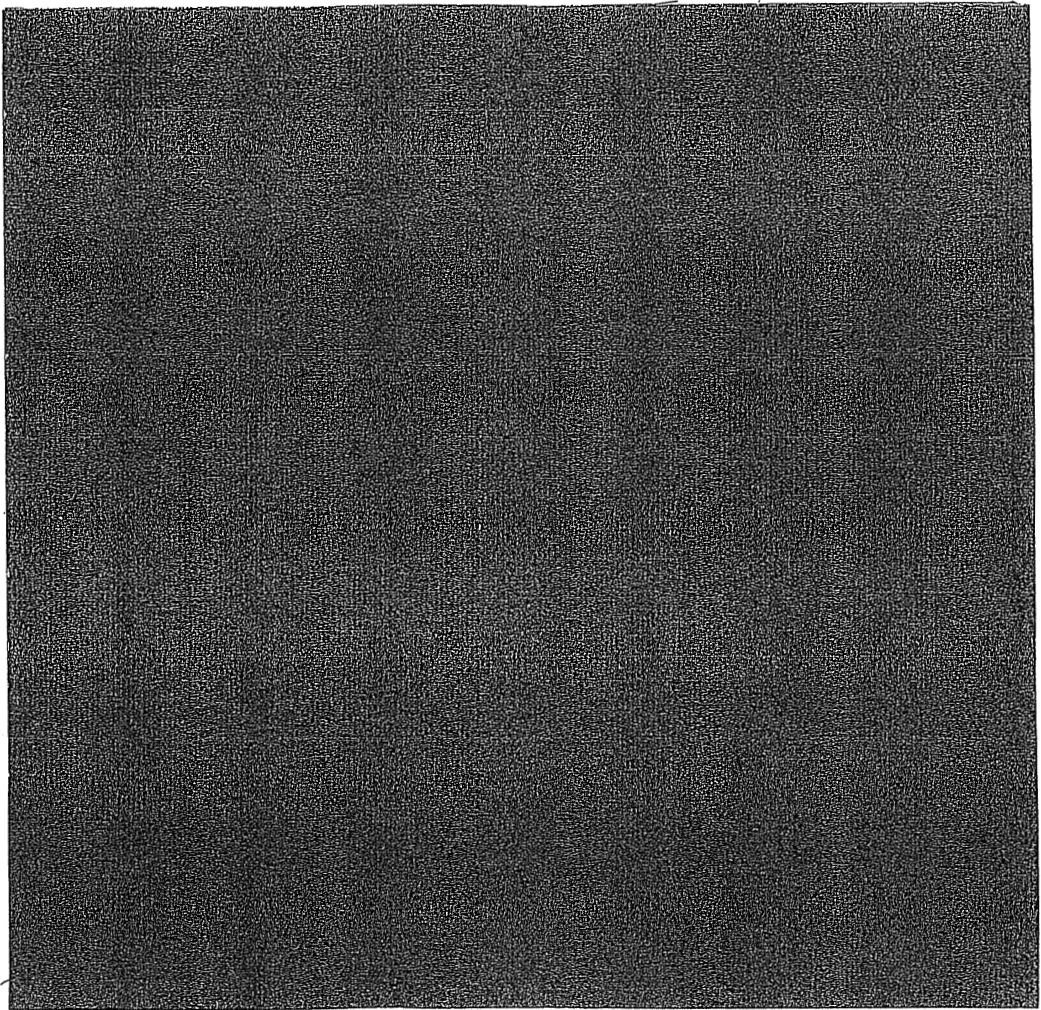
13:30	1	厚生労働省挨拶 労災補償部補償課 明治課長
13:35	2	法 務 省 挨 拶 大臣官房行政訟務課 都築課長
13:40	3	「主張・立証過程で留意すべき事項について (行政庁として)」 労災補償部補償課 労災保険審理室 植松室長
14:10	4	「労災訴訟における医学的事項について」 [Redacted] [Redacted]
15:30～40 【 休 憩 】		
15:40	5	「行政不服審査の現状と課題」 [Redacted]
16:30	6	質疑応答等
16:55	7	閉会挨拶 労災補償部補償課 労災保険審理室 植松室長

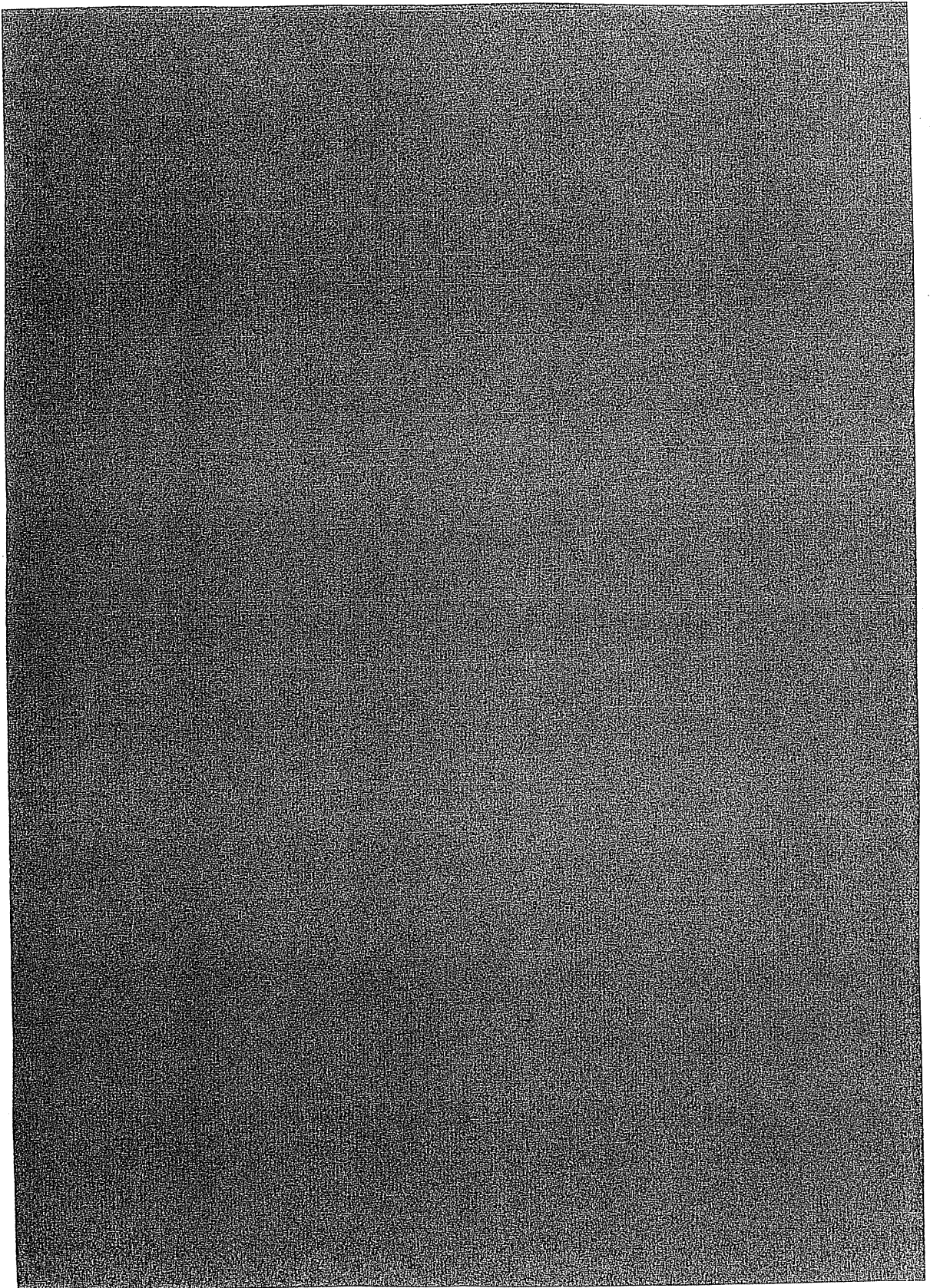
(17:00終了)

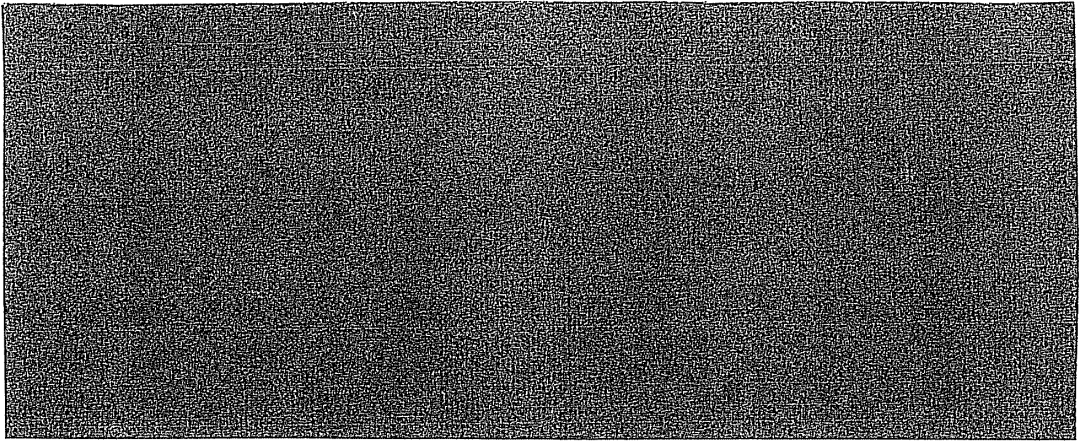
主張・立証過程で留意すべき事項について（行政庁として）

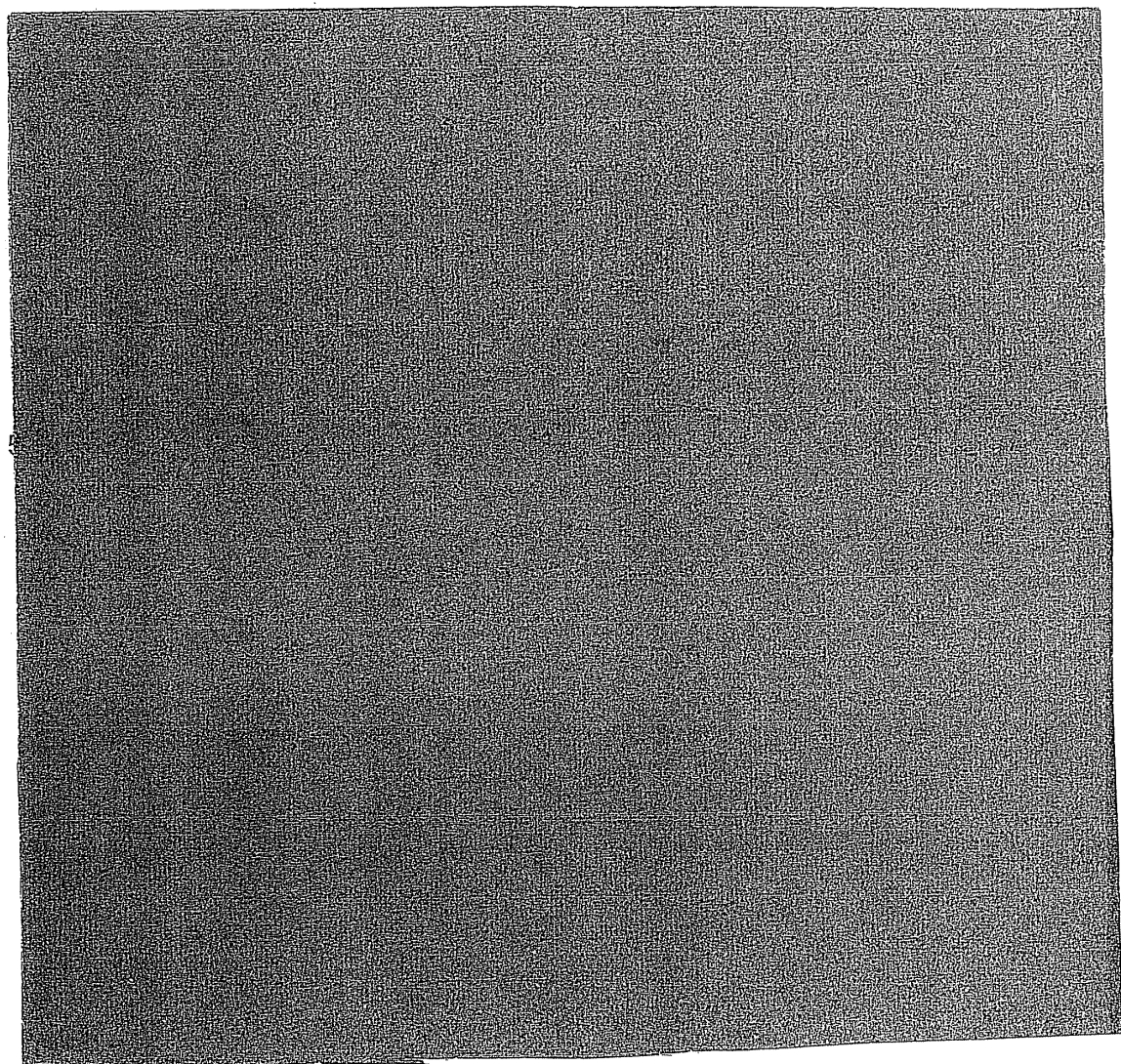
厚生労働省労働基準局 労災補償部
補償課労災保険審理室長 植松 弘

第1 はじめに









労災訴訟における医学的事項について

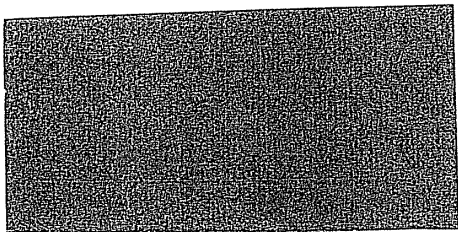
[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

1 はじめに

[Redacted text]



行政不服審査の現状と課題

1 はじめに — 自己紹介および本日のテーマ

- 行政不服審査制度は、わが国における裁判外での行政紛争解決制度の中心的存在
- 行政不服審査に関する一般法である行政不服審査法が制定されてから 40 年以上経った現在、現行制度のあり方を再検討することが必要に

2 行政審判庁構想とは

- 行政審判庁構想の内容
 - 以前から学界においては提案されていた（例：南博方「司法と行政 — 前審的司法権と終審的司法権」公法研究 46 号 1 頁）が、最近では、行政改革会議最終報告書において取り上げられており、また、今年初頭の自民党の行政法制改革に関する提言においても、行政不服審査法の見直しと関連して行政審判庁の設置が検討課題として挙げられている（ただし、各行政審判庁構想の具体的詳細は、提唱者によって異なっている）。
- アメリカの制度との比較
 - 連邦行政手続法上の正式手続を主宰する行政法審判官（Administrative Law Judge または ALJ）とは
 - ALJ をめぐる最近の動向：連邦議会と連邦行政機関による ALJ の利用回避と AJ（Administrative Judge）の利用増加
- 行政審判庁構想が不服申立手続の司法手続類似化を意味するのであれば、国民の権利利益の救済に対する実効性と行政運営の効率性とのバランスについて慎重に検討される必要がある
- まずは現行制度の不備を洗い出し、どのような改善が必要とされているのかを的確に把握することが重要

3 現行制度の問題点

- 制度全般について（行政不服審査法の一般法的地位、審査請求中心主義と地方分権、不服申立前置主義のあり方）
- 不服申立要件のあり方について（不服申立人適格および不服申立ての対象事項の範囲）
- 不服申立手続のあり方について（不服申立人の手続的権利保障の充実、不服申立処理期間の短縮）
- その他（仮の救済、裁決・決定の態様 etc.）

4 おわりに — 国民にとって利用しやすい制度、国民の権利救済に役立つ制度へ

<資料>

行政改革会議最終報告書（1997年12月3日発表）より、行政審判庁構想に関する部分を抜粋

Ⅲ 新たな中央省庁の在り方

8 今後の検討課題（行政審判庁構想）

(1) 行政審判庁構想の趣旨・目的

私人相互間又は行政庁と私人との間に生ずる紛争については、裁判所ではなく行政機関が裁断を行うこととされている、いわゆる「狭義の行政争訟」が多数存在している。これらは、事案の性格にかんがみ、当該事案に関し専門技術的な知識・経験を有する者が紛争解決に参加することにより、裁判所の負担を減らし、簡易・迅速・低廉・適正な解決がなされることを期待して設けられているものであるが、こうした機能は、徹底的な規制の撤廃と緩和の断行という今次の行政改革に伴い、司法機能の充実強化とともに、ますますその重要性が高まるものと考えられる。

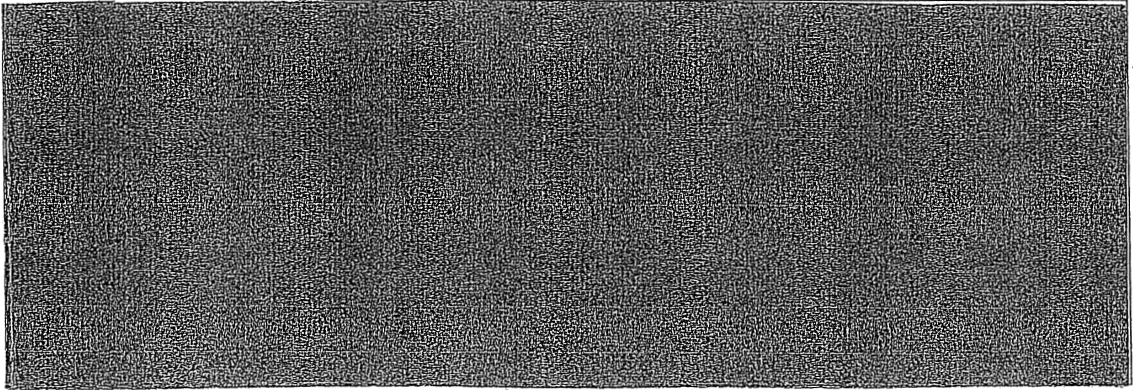
そこで、これらの諸制度が果たす裁判制度の補完機能を積極的に評価し、これをさらに改善することを目的とし、併せて行政組織を簡素化するため、現行法上多岐にわたって分散しているこれらの行政争訟の裁断機関（注）を統合することが検討に値する。これが行政審判庁構想であり、司法改革の端緒としての意義をも有するものである。

（注）現行法上の行政争訟制度としては、行政不服審査法により、一般的に処分庁の直近上級庁への審査請求手続が定められているほか、特別法により、いわゆる準司法的な審判手続及びそのための特別の審査機関が定められ、制度的に一部裁判判決に代替する機能を与えられているものがある。そのすべての審査機関の一元化も考えられるが、当面、後者のうち現に裁判機能の一端を担っている行政審判についての統合を検討することも考えられる。この場合、検討の対象となるのは、公正取引委員会、公害等調整委員会、特許庁、海難審判庁及び電波監理審議会による各審判ないし審理である

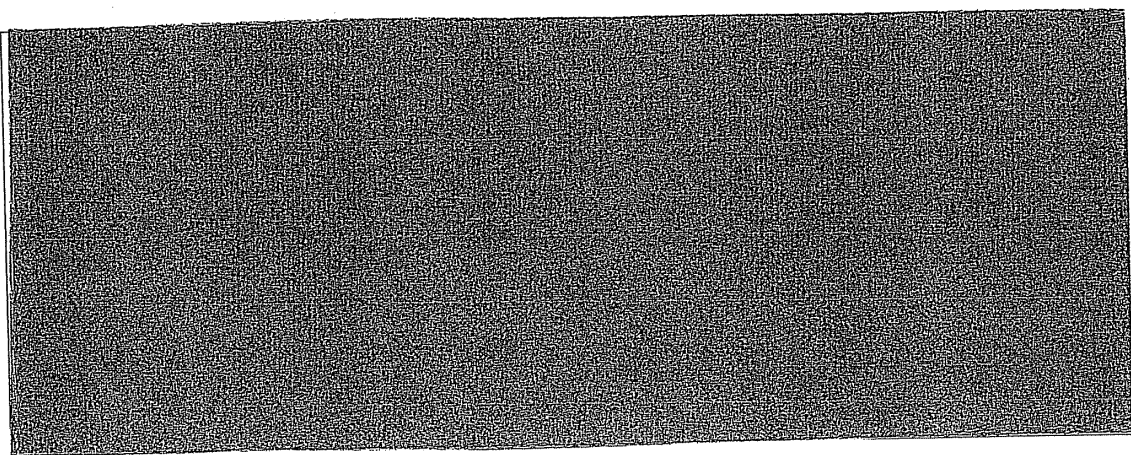
法務省・厚生労働省労災訴訟事務打合せ会（平成 17 年度）

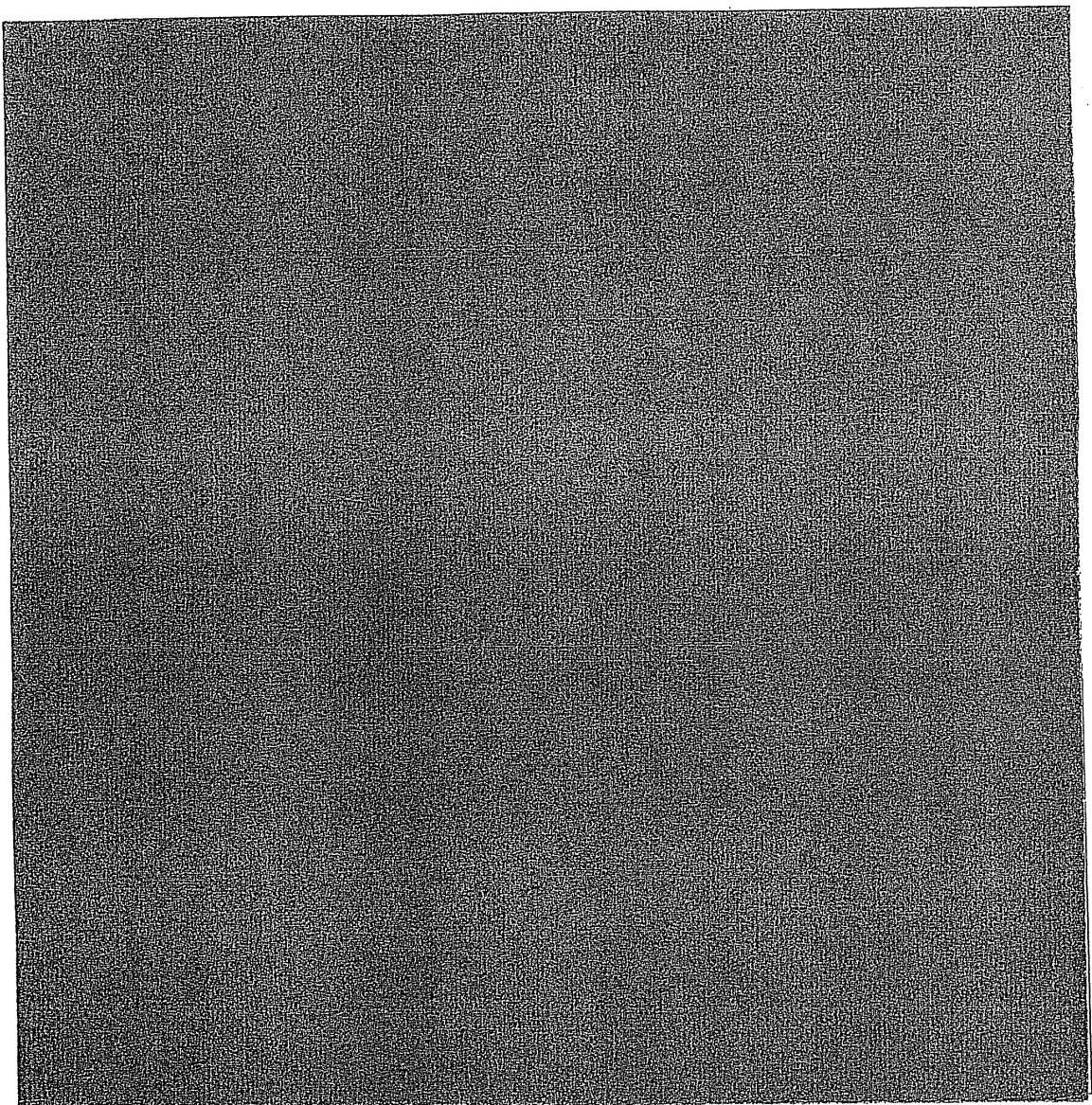
質 疑 事 項

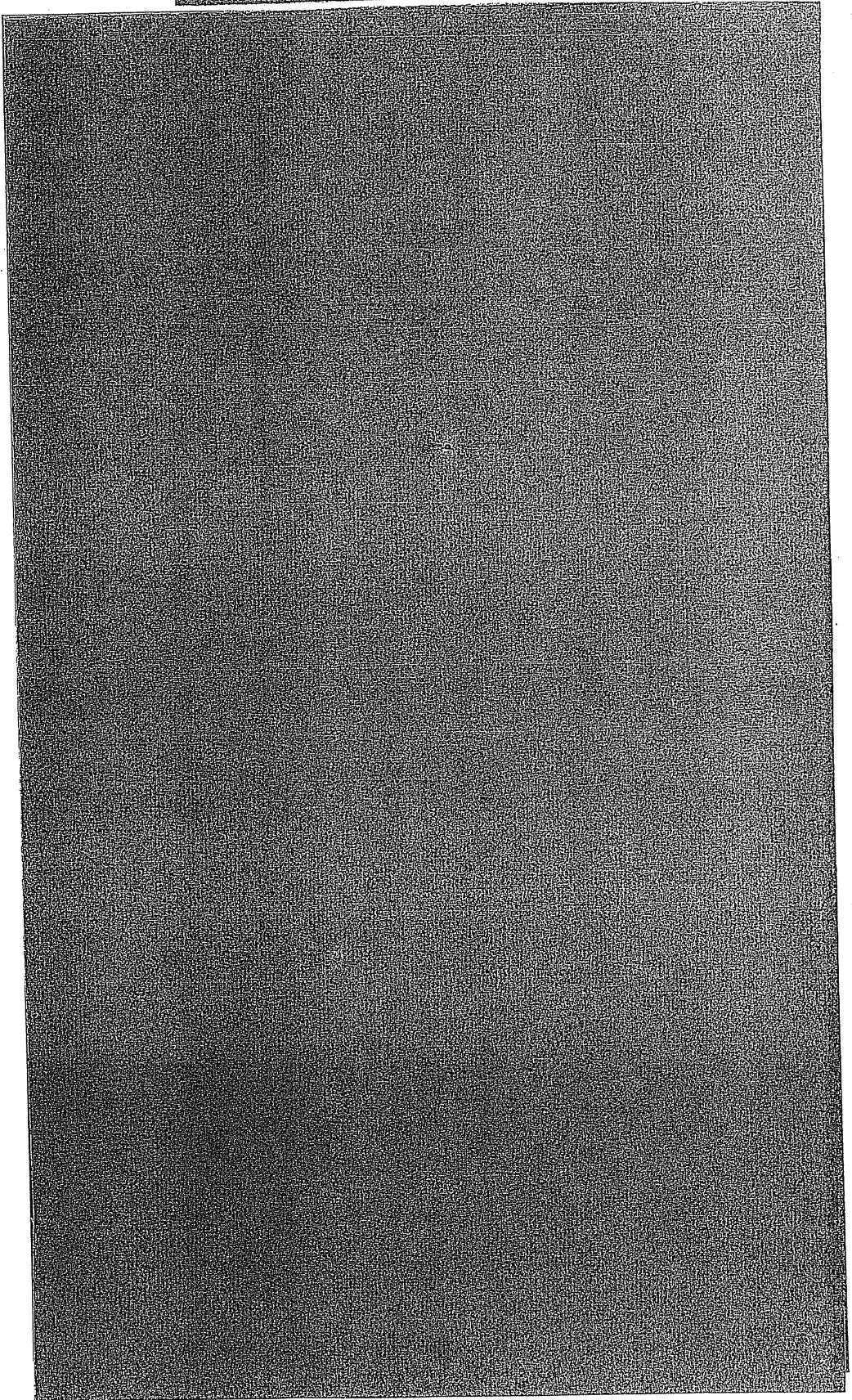
質疑 1

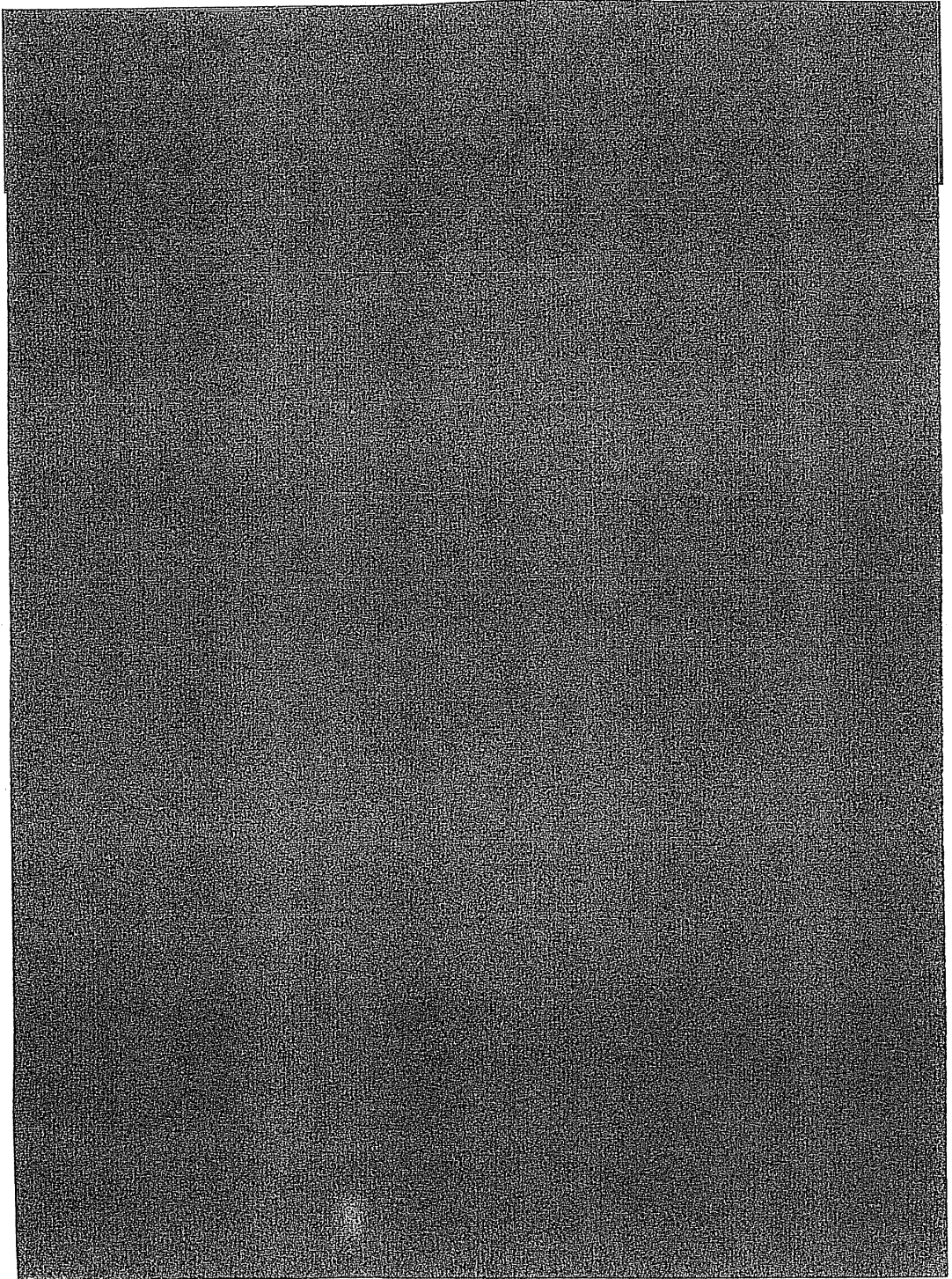


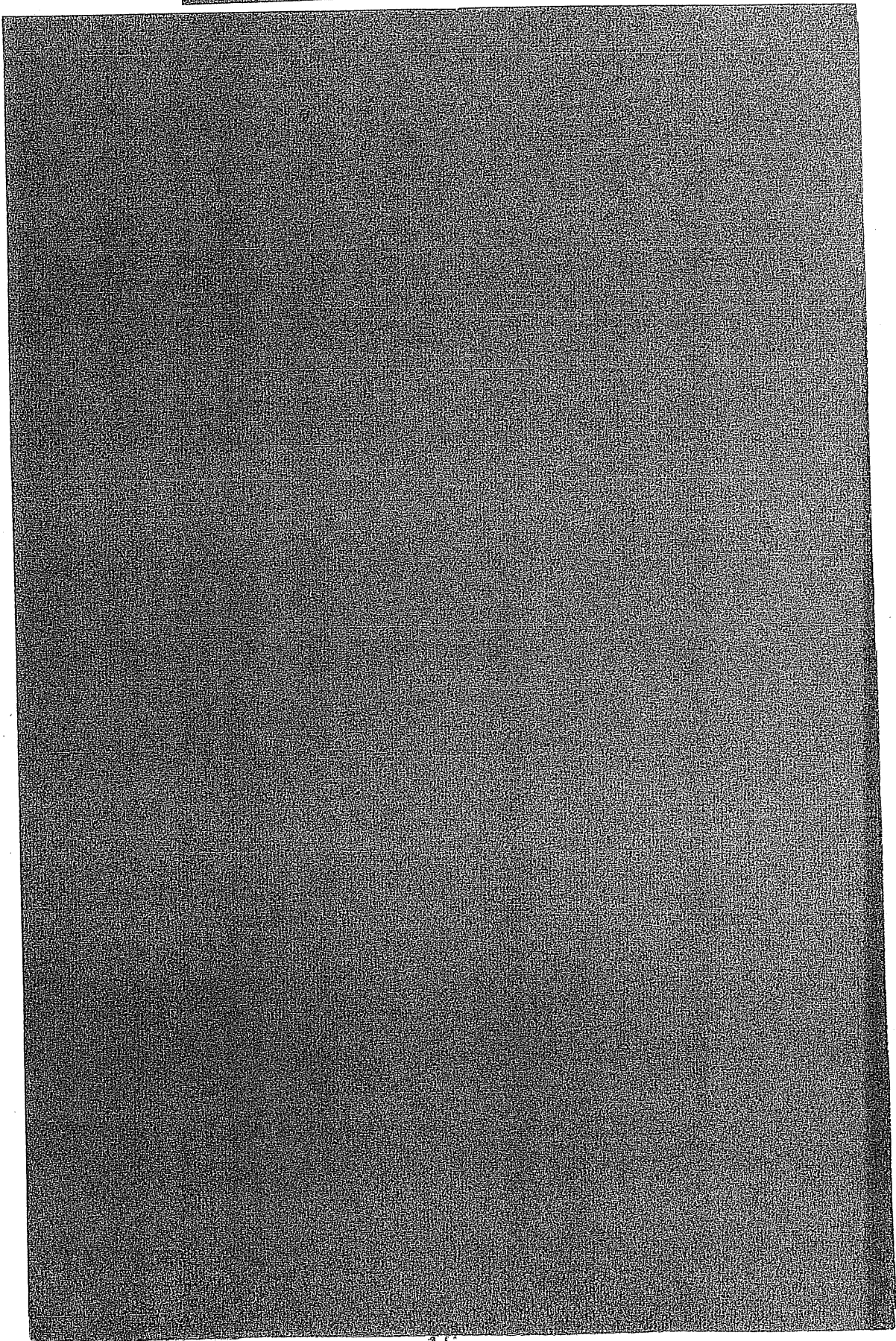
質疑 2

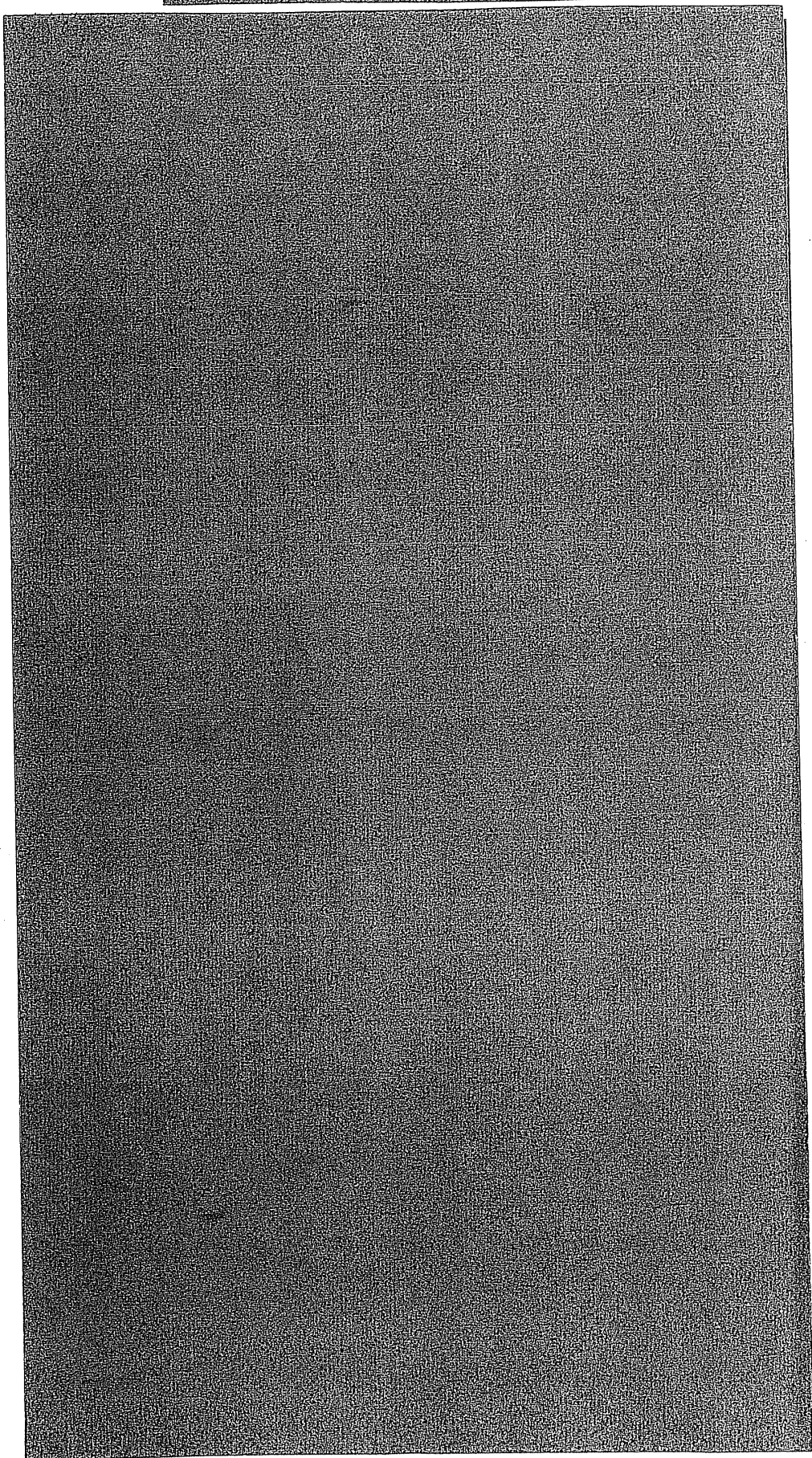


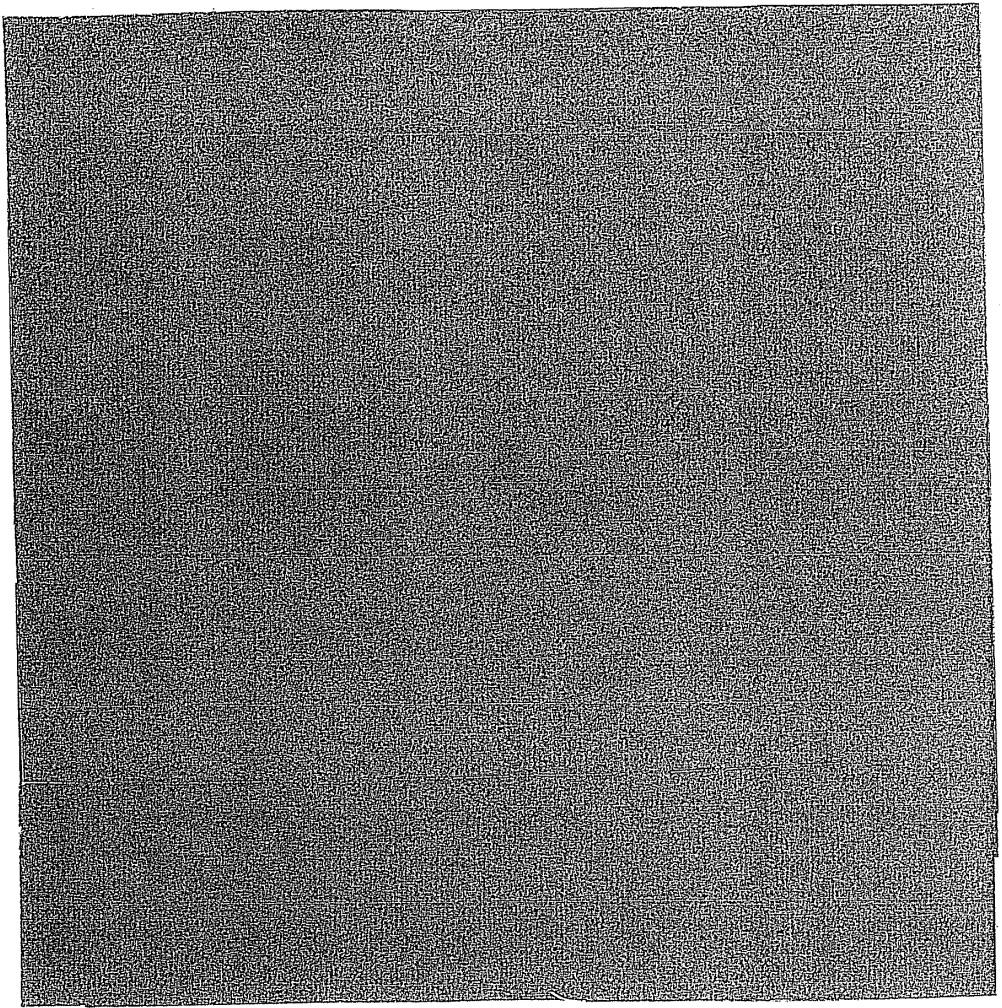












各労働局労災保険審査官に対する審査請求事件の種類別推移(平成12年度～平成16年度)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
請求件数	1,173	1,254	1,481	1,504	1,482
業務上外	469	508	627	650	694
うち脳・心臓疾患等	113	106	130	111	105
うち精神障害等	34	63	84	103	138
障害等級	430	431	506	458	461
治ゆ・再発認定	97	108	115	133	110
労働者性	42	32	49	42	39
その他	135	175	184	221	178
決定件数	1,020	1,049	1,241	1,376	1,411
業務上外	412	423	514	604	660
うち脳・心臓疾患等	96	99	103	115	110
うち精神障害等	23	46	64	84	135
障害等級	385	388	440	462	431
治ゆ・再発認定	85	90	99	100	102
労働者性	37	23	39	40	38
その他	101	125	149	170	180

* 「脳・心臓疾患等」は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係るものについて集計したものである。

決定件数は当該期間に請求されたものに限るものではない。

法務省・厚生労働省労災訴訟事務打合せ会 出席者名簿

平成17年11月7日

省庁別	所 属	職 氏 名
法 務 省	大臣官房 行政訟務課	課 長 都 築 政 則
		大臣官房参事官 永 谷 典 雄
		課 付 検 事 佐 竹 毅
		補 佐 官 二 宮 宏 光
		法 務 専 門 官 黒 川 裕 正
		係 長 高 林 正 浩
		主 任 稲 積 孝 志
	東京法務局 訟務部	副 部 長 東 亜 由 美
		部 付 検 事 西 村 圭 一
		訟 務 官 海 老 原 明
	大阪法務局 訟務部	副 部 長 富 田 一 彦
		部 付 検 事 川 端 郁 子
		訟 務 官 河 合 伸 浩
	名古屋法務局 訟務部	部 付 検 事 大 村 百 合 枝
		訟 務 官 梶 川 政 美
	広島法務局 訟務部	部 付 検 事 中 野 彰 博
		訟 務 官 横 山 武 美
	福岡法務局 訟務部	副 部 長 大 西 勝 滋
		部 付 検 事 望 月 栄 里 子
		訟 務 官 河 野 新 吾
	仙台北法務局 訟務部	部 付 検 事 及 川 勝 広
		訟 務 官 福 島 司
	札幌法務局 訟務部	部 付 検 事 鈴 木 敦 士
		事 務 官 平 松 由 紀 子
	高松法務局 訟務部	部 付 検 事 熊 谷 保
		訟 務 官 佐 竹 昭 彦
厚生労働省	労働基準局労災補償部	課 長 明 治 俊 平
	補 償 課	課 長 補 佐 渡 辺 輝 生
	補償課 職業病認定対策室	中 央 職 業 病 官 認 定 調 査 官 職 業 病 認 定 対 策 第 一 係 長
		栗 原 潔
	補償課 労災保険審理室	室 長 本 間 健 二
		室 長 補 佐 植 松 弘
		室 長 補 佐 藤 本 昭 義
		中央労災補償訟務官 幡 野 一 成
		中央労災補償訟務官 山 口 浩 幸
		中央労災補償訟務官 板 藤 昭
		訟 務 係 長 青 木 利 彦

省庁別	所 属	職 氏 名
都道府県労働局	北海道労働局	課 長 園 田 宝
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 藤 原 和 雄
		労災補償訟務官 葛 西 一 夫
	青森労働局	課 長 原 田 豊
	労働基準部労災補償課	労災保険審査官 坂 本 尚 司
		労災医療監察官 渡 辺 隆
	岩手労働局	課 長 西 湯 猛
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 永 山 智 照
		労災医療監察官 高 橋 清 道
	宮城労働局	課 長 杉 良 太
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 酒 井 誠
		費用徴収専門官 今 野 勝 信
	秋田労働局	課 長 伊 藤 兼 壽
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 三 浦 修
	山形労働局	課 長 川 田 範 彦
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 柴 田 長 五 郎
	福島労働局	課 長 後 藤 稔
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 安 部 啓 介
	茨城労働局	課 長 浅 野 五 郎
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 園 部 敏 明
		労災補償監察官 木 幡 知
	栃木労働局	課 長 鈴 木 準
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 黒 川 政 明
		労災補償監察官 手 塚 和 成
	群馬労働局	課 長 大 坪 敬
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 小 林 英 二
	埼玉労働局	課 長 三 上 知 輝
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 金 井 裕 子
	千葉労働局	課 長 上 野 邦 久
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 斉 藤 信 行
		労災補償訟務官 吉 田 章 市
	東京労働局	課 長 大 山 剛 二
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 折 山 竹 次
		労災補償訟務官 松 田 尚 子
	神奈川労働局	課 長 村 野 卓 男
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 長 岡 勝
	新潟労働局	課 長 和 田 實
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 松 井 昭
	富山労働局	課 長 橋 口 忠
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 吉 倉 和 彦
		労災補償監察官 長 森 久 昭
	石川労働局	課 長 安 東 修 一 郎
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 島 村 晃

省庁別	所 属	職 氏 名
	福井労働局	課 長 千 葉 茂 雄
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 石 田 高 信
	山梨労働局	課 長 中 山 始
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 佐 野 公 子
	長野労働局	課 長 小 森 則 行
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 太 田 雅 夫
		労災医療監察官 倉 科 登
	岐阜労働局	課 長 浦 橋 武
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 宇 佐 見 武 司
	静岡労働局	課 長 樅 山 智
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 勝 亦 強
		労災補償監察官 鈴 木 隆 夫
	愛知労働局	課 長 伊 藤 進
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 近 藤 貢
		労災補償訟務官 川 瀬 智 子
		労災補償監察官 山 口 裕 彰
	三重労働局	課 長 奥 西 完 次
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 荒 川 隆 文
		労災補償監察官 田 中 尚 則
	滋賀労働局	課 長 笹 川 康 成
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 福 森 省 二
	京都労働局	課 長 長 岡 浩
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 本 田 明
	大阪労働局	課 長 堀 江 章
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 奥 善 行
	兵庫労働局	課 長 高 森 一 夫
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 木 多 豊
		労災補償訟務官 吉 田 朋 子
	奈良労働局	課 長 村 井 秀 吉
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 吉 田 善 則
	和歌山労働局	課 長 山 本 稔
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 岩 橋 保 雄
		労災補償監察官 竹 田 臣 克
	鳥取労働局	課 長 吉 越 正 幸
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 深 田 一 徳
	島根労働局	課 長 安 江 睦
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 北 尾 正 樹
	岡山労働局	課 長 大 根 秀 明
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 西 尾 正 光
		労災補償監察官 高 祖 明 己

省庁別	所 属	職 氏 名
	広島労働局	課 長 小 嶋 雄 三
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 信 谷 弘 幸
		労災補償訟務官 向 井 善 之
	山口労働局	課 長 坂 根 登
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 澤 野 素 夫
	徳島労働局	課 長 菊 池 宏 二
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 桜 井 清 一
	香川労働局	課 長 中 根 宏 昌
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 薦 田 憲 彰
	愛媛労働局	課 長 金 沢 淳 二
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 真 鍋 俊 正
	高知労働局	課 長 井 上 恵
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 岩 本 雄 二
	福岡労働局	課 長 小 泉 明 久
	労働基準部労災補償課	労災補償訟務官 川 副 達 郎
	佐賀労働局	課 長 木 島 寛
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 鬼 崎 喜 一 郎
		労災補償監察官 米 田 貢
	長崎労働局	課 長 三 浦 裕 幸
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 大 月 勝 之
	熊本労働局	課 長 松 浦 直 行
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 村 上 秀 三
		労災補償監察官 加 賀 山 興 則
	大分労働局	課 長 原 田 広 吉
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 高 野 淳 一
	宮崎労働局	課 長 大 坪 史 東
	労働基準部労災補償課	労災医療監察官 生 田 正 志
	鹿児島労働局	課 長 三 浦 栄 一 郎
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 坂 本 範 彦
		労災補償監察官 吉 岡 一 徳
	沖縄労働局	課 長 白 石 好 春
	労働基準部労災補償課	労災補償監察官 勝 連 弘 美
		労災医療監察官 本 原 正 一

講 師	労災訴訟における医学的事項について		
	行政不服審査の現状と課題		